

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コンプライアンスの遵守を基本としながら、リスク管理の強化を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性と効率性を確保し、お客さま価値、社会価値及び株主価値を増大させていくことを基本方針として、迅速な意思決定の出来る経営体制の構築に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	11,373,782	62.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	430,500	2.37
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	397,100	2.18
シーエムビーエルエスエーリミューチャルフアンド	271,600	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	229,500	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口9)	153,600	0.85
日本証券金融株式会社	139,600	0.77
マックスパリュ西日本株式会社	114,998	0.63
ミニストップ株式会社	114,998	0.63
イオンフィナンシャルサービス株式会社	114,998	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267
--------	----------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供等を担い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めたグループ各社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足

向上を図っております。

当社の属する企業グループは、7兆円を超える売上規模を活かし、グループでの共同調達や効率的なサプライチェーンの構築に取り組み、コスト低減を進めお客さまにとって価値あるサービスの開発と魅力的な価格の実現に努めております。

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、よりよい効果または結果を導きだすべく、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

イオンおよびグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しており、少数株主に不利益となる取引等はなく、少数株主保護の体制が維持されていると判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社はイオン株式会社(東京証券取引所 市場第一部)であり、同社は子会社を含めたグループで、当社の議決権の66.75%(直接保有62.93%)を保有しております。また、当社はグループ会社から4名の出向社員を受け入れております。

当社と親会社との取引関係としましては、親会社から本社事務所等の賃貸を受けております。

親会社を含めた関連当事者との取引等につきましては、一般の市場取引と同様に交渉のうえ決定しており、他と区別しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大矢和子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大矢和子		公益財団法人資生堂社会福祉事業財団理事長 株式会社エムティーアイ社外監査役 朝日生命保険相互会社社外取締役	当社から依頼し、経歴等を勘案し内定、株主総会に諮り、承認を受け就任

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 雄三	他の会社の出身者													
人見 信雄	その他													
中野 信雄	他の会社の出身者													
小倉 正一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 雄三		前任はイオンモール株式会社取締役営業本部新規事業統括部長	当社から大株主であるイオン株式会社に推薦を依頼し、経歴等を勘案し内定、監査役会の同意を得たうえで株主総会に諮り、承認を受け就任
人見 信雄	○	—	当社から直接社外監査役を依頼し、第16期定時株主総会の決議を経て社外監査役に就任
中野 信雄		イオン株式会社法務部部长	当社から大株主であるイオン株式会社に推薦を依頼し、経歴等を勘案し内定、監査役会の同意を得たうえで株主総会に諮り、承認を受け就任
小倉 正一		イオン株式会社コントロール部兼コスメーム株式会社社外監査役	当社から大株主であるイオン株式会社に推薦を依頼し、経歴等を勘案し内定、監査役会の同意を得たうえで株主総会に諮り、承認を受け就任

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2008年2月期から導入。
取締役に対する報酬等と当社の実績、株式価値との連動性をより一層高め、株上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当制度は、取締役に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株式上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続して業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2014年2月期の取締役および監査役に対する報酬等の総額は下記の通りです。

取締役 94百万円
監査役 18百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬には、業績報酬、株式報酬型ストックオプションによる報酬が含まれております。
なお、株式報酬型ストックオプションによる報酬は第18期の業績に基づき、2015年4月9日開催の取締役会決議で、2015年5月10日に発行することいたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

月1回の定例取締役会への出席及び定期的に開催される監査役会でのサポートを実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役制度を採用しており、2015年5月26日現在の役員の選任状況は、取締役10名(内社外取締役1名)、監査役4名(内社外監査約4名)となっております。取締役会は、経営の方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監視する機関として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時開催しております。監査役は取締役会に出席し、取締役会ならびに取締役の意思決定、業務執行に関する十分な監視機能を果たすとともに、定期的に監査役会を開催し、取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行うほか、全取締役から担当業務報告を受けて意見具申を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の取締役会、監査役会等のコーポレートガバナンスの充実を図る中で、イオン株式会社を中核とする企業グループに属することのメリットとして、適切な人材の確保等、極めて有効に現状の体制が機能していることが、その大きな理由であります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	印刷スケジュール内における最短で実施している
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が2月28日決算であり、3月決算の集中日から外れている

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年3回程度を国内各地で開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、本決算で説明会を実施し、同時にその内容をホームページで動画配信を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	最新情報を掲載すると同時に過去の決算資料はライブラリーで閲覧可能にしている	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専任部署として広報・IR室を設置	
その他	機関投資家との個別ミーティングと同時に個人向け会社説明会を適宜実施し、その内容をホームページで動画配信を実施し、タイムリーにフェアなディスクローズを進めることに努めている	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イオングループが制定して「イオン行動規範」に基づき、役員を含めた全従業員がお客様、地域社会、取引先、株主、従業員に対して取るべき行動基準を明確にし、企業倫理の遵守に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会貢献活動を中心として活動を重視 2. 全員参加をめざした活動機会の拡大 3. グローバル(アジアへ注力)でローカル(地域社会へ密着)な活動 上記方針を基に東日本大震災の被災地に対する継続的な支援活動として「みんなであそぼ！募金」と題し、3月11日に日本全国の店舗で時間制遊戯施設を無料開放いたしました。その際募金箱を設置し、お客様の寄付金を公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じ、特定非営利活動法人「地球の楽好」に寄付しております。 また毎月11日に対象の遊具売上の10%を次年度の寄付金とする「ファンタジースマイルデーあそんで募金」を2012年11月から実施しております。 その他、社会福祉施設の児童をお店に無料招待する招待会などはマレーシア、中国でも実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条等に基づき、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び子会社は、より良い地域社会との関係を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、コンプライアンス経営を重視したイオン行動規範を遵守することを、取締役及び全従業員に徹底する。

(2) 当社は、代表取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス及びリスクマネジメントを推進するとともに内部監査部門、監査役と連携しコンプライアンス経営を維持する体制とする。

(3) 当社は、親会社の内部通報制度に参加しており、当社に関する事項は、当社の関係役員に通報され、重大な事案は取締役会及び監査役に報告される他、親会社の監査委員会にも報告される。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に基づき、各会議議事録は事務局により作成・保管され、取締役の決定に係る決裁書は管理担当部門に適切に保管・管理される。これらの重要文書については、取締役が常時閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクマネジメント担当を設置し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類をおこない適宜、規程・マニュアル等を制定、改訂して事前に対策を講じる。

(2) 有事の際は、社内規程に従い対策本部等を設置し、災害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。また、必要に応じて親会社及びグループ会社と共同・連携した体制をとる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(2) 取締役会等における決定内容については、職務責任権限規程に基づき、業務執行取締役の下、各部門長が適切かつ効率的な業務執行を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る、企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営に資する事項は、親会社において報告・協議するが、当社及び子会社固有の事項及び具体的な施策に関しては、経営の自主性・独立性を保持する。コンプライアンスをはじめとして、各部門が親会社及びグループ会社の関連部門から適宜、情報提供や業務指導を受け、業務の適正を確保する。

(1) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、社内規程に従い、当社の社長承認または定期的・臨時的に当社取締役会等への報告を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の社内規程に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自立的なリスク管理体制を構築・運用させるとともに、適切な報告を求める。

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める社内規程を策定し、同規程において子会社に緊急事態が発生した場合においても、損失の最小化を図るように管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、適切かつ効率的な業務執行を行う体制の構築を支援する。

取締役会等における決定内容については、子会社の職務責任権限規程に基づき、子会社取締役の下、各部門長が適切かつ効率的な業務執行を行う。

6. 当社の監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が法令及び関連する社内諸規程に定める業務を遂行するために、監査役を補助する使用人を求めた場合、監査役の指揮下に執行部門から独立して配置するとともに、使用人への指示が実効的に行われる体制とする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当会社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当会社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して定期的、臨時的に法令及び社内規程に定められた事項の他、監査役から求められた事項について報告する体制とする。

(2) 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役並びに使用人に周知徹底する。

(3) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて経営会議その他重要な会議への参加及びその会議資料等の閲覧ができるとともに、監査役の要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される体制とする。

(4) 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後速やかにこれに応じる。

8. 反社会的勢力排除のための体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固としてこれ

らを排除し、不当な要求や請求には弁護士や警察等とも連携して、全社をあげて組織的に対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を排除することが企業の社会的責任であることを十分に認識し、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を全従業員等に明確に示します。

また、反社会的勢力による不当要求への対応を統括する部署を管理統括兼リスクマネジメント担当、人事総務本部と定め、そのような不当要求に対し、民事及び刑事の法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を構築し、組織として対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項